

令和8年2月県議会

厚生常任委員会

説明資料

(条例関係)

健康福祉部

目 次

【条例関係議案】

議案第 78 号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
(健康福祉政策課) P 1

議案第 79 号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
(健康危機管理課) P 4

議案第 80 号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
(高齢者支援課) P 7

議案第 81 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
(医療政策課) P 9

議案第 82 号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
(医療政策課) P 11

議案第 83 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定につい
て
(国保・高齢者医療課) P 13

議案第 97 号

権利の放棄について
(子ども家庭福祉課) P 16

第 78 号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「9, 140円」を「9, 200円」に、「12, 440円」を「12, 300円」に、「21, 560円」を「21, 400円」に、「3, 200円」を「2, 800円」に、「4, 180円」を「3, 800円」に、「7, 260円」を「6, 500円」に、「1, 760円」を「2, 000円」に、「2, 420円」を「2, 700円」に、「4, 300円」を「4, 600円」に、「2, 760円」を「3, 200円」に、「3, 740円」を「4, 200円」に、「6, 500円」を「7, 300円」に、「3, 410円」を「3, 300円」に、「4, 510円」を「4, 400円」に、「7, 810円」を「7, 700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県総合福祉センター条例（以下「条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第9条第1項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表に定める額を徴収することができる。

4 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第13条第1項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第3項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

（提案理由）

使用料の積算方法の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例（案）の概要

健康福祉政策課

議案番号	条 例 名	内 容
第78号	熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 熊本県総合福祉センターの会議室使用料の積算方法の見直しに伴い関係規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1) 使用料の額を改定する。 (2) 所要の経過措置を定める。</p> <p>3 施行期日 令和9年4月1日 ただし、2(2)の一部は公布の日から施行する。</p>

第 79 号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和28年政令第229号」の次に「。以下「令」という」を加える。

別表第1第5項第2号中「次表」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1項第1号ア」に改め、同項第3号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1項第1号において同じ。）」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

別表第2第1項を次のように改める。

1 飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止すること

ができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例（案）の概要

健康危機管理課

議案番号	条 例 名	内 容
第 7 9 号	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する営業形態についての施設基準に係る規定を整備する。（第2条、別表第1、別表第2関係）</p> <p>3 施行期日 食品衛生法施行規則の一部改正の施行期日と同じ。 （令和8年4月1日）</p>

第 80 号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村敬

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

高齢者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 0 号	熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する。</p> <p>2 内容 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第 1 8 条関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 81 号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）の概要
 医療政策課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 1 号	熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例改正の趣旨 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、関係規定を整理する。 2 内容 租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に関する規定を整理する。(附則第2項関係) 3 施行期日 公布の日

第 82 号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者」の次に「又は入学を予定する者」を加える。

第11条第2号中「第2条の災害」を「第2条第1項の災害」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

修学資金の貸与を早期に行うため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）の概要

医療政策課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 2 号	熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 修学資金の貸与を早期に行うため、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1) 修学資金の貸与を受ける者の選定要件に、大学の医学を履修する課程に入学を予定する者を追加する。（第 2 条関係） (2) 所要の規定の整理を行う。（第 1 1 条、附則第 2 項関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 83 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第27条」に、「第25条」を「第28条」に改める。

第12条から第24条までを次のように改める。

（医療費指数反映係数の基準）

第12条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0以上1以下であることとする。

（年齢調整後医療費指数）

第13条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数の基準）

第14条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（一般納付金所得等割合）

第15条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第16条 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数の範囲）

第17条 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲（一般納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。）は、0を超え1未満とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準）

第18条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第19条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第20条 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係るものに限る。)は、0を超え1未満とする。

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第22条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第23条 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第24条 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

第25条を第28条とし、第4章中第24条の次に次の3条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第25条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第26条 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第27条 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要
国保・高齢者医療課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 3 号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1) 市町村から徴収する子ども・子育て支援納付金の算定のための基準等について定める。（第25条―第27条関係） ① 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準は、全国平均と比較した子ども・子育て支援納付金に係る県内被保険者の所得水準として国が示す係数であることとする。 ② 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、市町村ごとの県内全市町村における被保険者の所得のシェアとする。 ③ 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、市町村ごとの県内全市町村における18歳以上被保険者数のシェアとする。 (2) その他規定の整理を行う。（目次、第12条―第24条、第28条関係）</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

第 97 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金 貸付金	平成 26 年度	個人	未償還元金	162,025円	貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。
			利子	5,449円	
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

権利の放棄について（概要）

子ども家庭福祉課

議案番号	条 例 名	内 容
第97号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利 母子福祉資金貸付金債権 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付年度 平成26年度 ・債権の内訳 未償還元金 162,025円 利 子 5,449円 そ の 他 未償還元金に係る違約金の請求権 <p>2 権利の放棄を行う理由 貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。</p>